

平成20年1月21日制定
平成20年5月29日一部改正
平成21年4月1日一部改正

徳島県旅券事務広告事業に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、徳島県旅券事務広告事業実施要項第3条に基づき、広告の掲示に関し安全性や景観等に配慮するため、必要な事項を定める。

(安全性の基準)

第2条 徳島県パスポートセンター内壁面（以下「パスポートセンター」という。）への広告の掲示については、次のことに留意する。

- (1) 壁面(ガラス面)に室内側に向けての広告を室内側に掲示するものとする。
- (2) 掲示物の材質は紙・布・ビニール又はそれに類するもので、突起物等があってはならない。
- (3) 掲示方法は、壁面(ガラス面)への貼付又はそれに類する方法による。ただし、重量的・工法的にも壁面に過重な負担をかけるものであってはならない。

(景観の基準)

第3条 パスポートセンターに掲示される広告は、色彩・デザイン等が室内景観を高めるとともに、来所者に好感を持って見られるものであることが望ましい。

(掲示の基準)

第4条 パスポートセンターへの広告の掲示に関しては、広告と表示するものとする。